

## 第78回国民スポーツ大会多久市売店設置運営要項

### 1 趣旨

この要項は、「第78回国民スポーツ大会多久市観光・接伴基本計画」に基づき、第78回国民スポーツ大会「SAGA2024国スポ」（以下「大会」という。）において、参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の利便性向上を図るとともに、本市の特産品等の紹介及び販売を促進するため、SAGA2024多久市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が実施する売店の設置及び運営について、必要な事項を定める。

### 2 設置場所

売店の設置場所は、各競技会場及びその周辺に設置する。

### 3 設置期間

売店の設置期間は、各競技会の競技開始日から終了日までとする。ただし、市実行委員会は必要に応じてこれを変更することができる。

### 4 開設時間

売店の開設時間は、原則として開会行事または競技開始1時間前から競技または開会行事終了後30分までとする。ただし、市実行委員会は、必要に応じて変更することができる。

### 5 出店数、位置及び規模

- (1) 出店数（取扱品目を含む）及び出店位置は、市実行委員会が決定する。
- (2) 出店規模は1店舗あたり約20㎡（2間×3間のテント）とする。ただし、市実行委員会は、出店状況等を勘案し必要に応じて規模を変更することができる。

### 6 出店申請

出店希望者は、市実行委員会が定める期日までに、売店出店申請書（様式第1号）、売店出店概要書（様式第2号）、売店従事者、搬入車両予定表及び持込み備品調書（様式第3号）、誓約書兼承諾書（様式第4号）及びその他必要な書類を添えて、市実行委員会に提出しなければならない。

### 7 出店者の選定及び出店許可証の交付

- (1) 市実行委員会は、本要項に基づいて出店希望者の選定を行い、適当であると認められた者に売店出店許可決定通知書（様式第5号）を交付する。また、売店出店料の納付を確認したのち、売店出店許可証（様式第6号）を交付する。

(2) 出店申請者数が、競技会場の予定売店数を超えたときは、取扱品目のバランスを考慮した上で、多久市内に事業所、又は店舗等を有する者を優先する。

## 8 取扱品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

### (1) 国スポ記念グッズ

国民スポーツ大会標章又はSAGA2024国スポのロゴやピクトグラムを使用した商品で、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会又はSAGA2024実行委員会の承認を得ているもの。

### (2) スポーツ用品

### (3) 郷土物産品・土産品

### (4) 飲食物

#### ア 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において製造または加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ、法令等の規定に基づく適正な表示がなされているもの。

#### イ 現地調理品

簡易な調理、加工をされたもので、あらかじめ営業許可施設等において仕込みをされたものを使用し、提供直前に加熱調理する食品や飲料、市販の飲料、かき氷等に限る。

### (5) 宅配便

### (6) その他市実行委員会が特に必要と認めたもの

## 9 出店者の条件

売店の出店者は、(1)の条件のいずれかに該当し、かつ(2)の条件をいずれも満たす者とする。

### (1) 次の条件のいずれかに該当する者

ア 申請時に1年以上、市内に店舗を有して営業を継続している者

イ 競技団体の推薦があり、市実行委員会が必要と認めた者

ウ 過去の国体、競技別リハーサル大会に出店実績がある者

エ その他市実行委員会が認めた者

### (2) 次の条件をいずれも満たす者

ア 各競技会開催期間中、この要項で定める開設時間を遵守し、継続して出店すること。

イ 法令等により許可または登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。

ウ 当該出店業務に関する法令等に違反して、過去1年間に営業停止等、重大な処分を受けていないこと。

- エ 飲食物販売の出店者については、過去3年間に食中毒発生等による行政処分を受けていないこと。
- オ 調理従事者については、出店前1月以内に検便検査を（赤痢菌、チフス菌、パラチフスA菌、サルモネラ、腸管出血性大腸菌）実施し、その結果を市実行委員会に提出できること。
- カ 申請書の提出時点において、市税（多久市が賦課徴収するものに限る。）、法人税（個人の場合は所得税）並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団または同法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの（以下「暴力団員等」という。）ではないこと。
- ク 従事者として暴力団員等を使用し、または雇用していないこと。

#### 10 経費の負担

- (1) 売店の運営に要する経費は、出店者が負担する。
- (2) 出店者は、市実行委員会が別に定める売店出店料を負担する。
- (3) (2)の規定に関わらず、次のいずれかに該当するものについては、売店出店料を免除することができる。売店出店料の免除を受けようとするものは、売店出店料免除申請書（様式第7号）を提出し、その承認を受けなければならない。市実行委員会は、承認した者に対し、売店出店料免除決定通知書（様式第8号）を交付する。
  - ア 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に規定する障害者就労施設等
  - イ 国又は地方公共団体
  - ウ ア及びイに掲げるもののほか、市実行委員会において特に必要と認めるもの
- (4) 出店者は、売店出店料を市実行委員会が指定する期日までに指定する口座に振り込むこととし、振込手数料は、出店者が負担する。
- (5) 既納の売店出店料は、還付しない。ただし、出店者の責めに帰することができない理由による時、その他特別な理由があると市実行委員会が認めたときは、売店出店料の全部又は一部を還付することができる。

#### 11 運営設備等

出店に伴う設備等のうち、次に掲げるものについては市実行委員会が準備する。その他必要な設備等（発電機、給排水設備等）については、出店者が準備するものとするが、市実行委員会が運営上必要と認める場合は、市実行委員会が準備するものとする。

なお、市実行委員会の許可を受けて対象火気器具等又は燃料等危険物を使用する出店者にあつては、ブース内に必ず消火器を設置しなければならない。

- (1) テント（2間×3間）1張（横幕を含む）

(2) 長机6台以内

(3) 椅子4脚以内

#### 1.2 保健所への手続き

臨時営業許可を必要とする出店者については、売店出店許可決定通知書（様式第5号）を受け取ったときは、速やかに保健所の受付印が押された許可申請書の写しを市実行委員会へ提出しなければならない。

#### 1.3 出店者の運営基準

出店者の売店の運営に必要な基準は、次のとおりとし、市実行委員会の指示に従うものとする。

##### (1) 食品関係売店

ア 現場で調理を行う出店者は、保健所・消防署の基準に従い、指導を遵守すること。

イ 食品は、食品衛生関係法令の基準に従い、容器包装などにより汚染防止及び直射日光を避ける等必要な措置を講じ、保管・陳列は衛生的な設備で行い、かつ、食品に表示されている保存方法を遵守し管理すること。

ウ 廃棄物容器は、汚液及び汚臭が漏れないように常に清潔にしておくこと。

エ 調理等により生じた廃棄物の処理は適切に行うこと。

オ 電気設備が必要な場合は、出店者において準備すること。

##### (2) その他の売店

取扱品目の内容が明瞭に識別できるように陳列すること。

#### 1.4 売店監督員

(1) 市実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員を置く。

(2) 売店監督員は、SAGA2024多久市実施本部（以下「実施本部」という。）の職員とし、現場を巡回してこの要項に基づき、売店の設置運営等に関する事項について監督するものとする。

#### 1.5 売店責任者

(1) 出店者は、当該従事者の中から売店責任者を定め、売店設置期間中常駐させるものとする。

(2) 売店責任者に変更があったときは、直ちに市実行委員会に報告しなければならない。

(3) 売店責任者は、売店監督員の指示に従い、当該売店の管理運営に当たらなければならない。

(4) 食品を取り扱う売店責任者は、調理・保管、販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従事者の指導に努めなければならない。

## 1 6 禁止事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は管理運営を第三者に委託すること。
- (2) 商品を不当に高額な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り及び呼び込み販売をすること。
- (4) 競技会場内において指定された場所以外で飲食物の調理・加工等すること。
- (5) アルコール飲料の販売、試飲を含む無償提供をすること。ただし、試飲を含む無償提供をせず、郷土物産品として取り扱うアルコール飲料を販売する場合を除く。
- (6) 危険物を販売及び無償提供をすること。
- (7) 許可された品目以外の物を販売すること。
- (8) 拡声器及び音響機器類を使用すること。
- (9) 市実行委員会の許可を受けていない対象火気器具等又は燃料等危険物を使用すること。
- (10) その他、大会運営に支障を及ぼす恐れのある行為をすること。

## 1 7 遵守事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 市実行委員会が交付する売店出店許可証を携帯すること。
- (2) 売店の装飾は、販売品を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。
- (3) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適切な表示を行い、販売価格を明示すること。また、取扱品目の内容を明瞭に識別できるように陳列すること。
- (4) 市実行委員会の許可を受けて対象火気器具等又は燃料等危険物を使用する場合には、ブース内に必ず消火器を設置すること。
- (5) 販売品等の搬入搬出する車両には、市実行委員会が別に交付する駐車許可証を指定された位置に掲示すること。なお、搬入車両は1店舗につき1台とする。
- (6) 販売品等の搬入・陳列及び搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、市実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (7) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは毎日各自で持ち帰り、環境美化に努めること。
- (8) 服飾は清潔な衣服を着用し、市実行委員会が別途交付するIDカードを着用すること。
- (9) 接客にあたっては、おもてなしの心で親切、丁寧な対応を心がけること。
- (10) 出店にあたっては、ブース前にごみ箱を設置し、常に清潔にしておくこと。

- (1 1) 天候の悪化等の事情により、市実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等の指示を出したときには、その指示に従うこと。
- (1 2) 市実行委員会が大会前に開催する出店者説明会には必ず出席すること。
- (1 3) 従業員の変更、追加、削除等があった場合には、直ちに市実行委員会に報告すること。なお、変更、追加の報告の際には、当該従事者の本人確認書類を添付すること。
- (1 4) 関係法令等を遵守し、施設管理者、市実行委員会及び売店監督員の指示に従うこと。

## 1 8 管理運営

売店における販売品及び売店備品の管理は、出店者の責任において行うものとし、火災、盗難、その他不可抗力による災害の損害に対しても、市実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

## 1 9 事故発生時の対応

売店において、事件又は事故が発生したとき、または不審者、不審物を発見したときは、売店責任者は直ちに売店監督員に連絡し、その指示に従うものとする。

## 2 0 許可の取り消し

市実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、直ちに売店出店許可を取り消し、撤去命令を出すことができる。この場合において、出店者は、市実行委員会に対して、損害賠償及び売店出店料の返還を請求することはできない。

- (1) 関係法令及びこの要項に違反したとき。
- (2) 売店出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。
- (3) 保健所からの指示があったとき。
- (4) その他市実行委員会が売店の運営管理において不相当と認めたとき。

## 2 1 原状回復

出店者は、設置期間終了後、遅滞なく速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状回復をした後、実施本部の確認を受けなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、市実行委員会が当該出店者に代わって原状回復を行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

## 2 2 損害賠償

出店者（従事者を含む。）は、競技会場内の施設、他の出店者または第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

### 2.3 補填及び保障

- (1) 出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害を市実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）等市実行委員会が予測できない理由により、出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等を実行委員会に請求することはできない。

### 2.4 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、売店の設置運営に関して必要な事項は別に定める。
- (2) 多久市で開催する競技別リハーサル大会における売店については、この要項に準じて実施し、各競技会の規模等に応じて運用する。